
信濃国松代真田家文書目録（その10） 解題

文書群記号：26A

文書群名：信濃国松代真田家文書

「ち (M)」「つ (N)」「て (O)」「と (P)」「な (Q)」「に (R)」「ぬ (S)」の部

年 代：寛政元（1789）年～明治42（1909）年

数 量：5,036点

本目録は、当館所蔵の信濃国松代真田家文書（文書群記号26A）の内、既刊史料目録の収録対象からはずされ、書庫の側壁棚に別置されていた文書群の現状を把握するため行った仮整理の段階で「M・N・O・P・Q・R・S」の記号が付された、大半が書付型史料群を収録したものである。真田家文書の受入れ経緯については、『史料館所蔵史料目録 第28集（信濃国松代真田家文書目録（その1））』と『同目録（その9）』の解題を参照されたい。

本目録では、これまでの刊行目録の整理番号付与の方法（五十音順）との整合性を図り、かつデータ処理の統合を保つために、「M～S」をそれぞれ「た・ち・つ・て・と・な・に・ぬ」と置き換えた。

1. 真田家と松代藩の歴史

真田家と松代藩の歴史については、『史料館所蔵史料目録 第28集（信濃国松代真田家文書目録（その1））』から『同目録（その8）』の解題（特に（その1））と本書巻末に掲載した『長野県史』『長野市誌』を参照されたい。

2. 真田家文書の伝来とその特色

本文書は、長野市松代町の真田邸内に収蔵されていたものを、昭和25（1950）年度末に当時の当主、故真田幸治氏から当館が譲渡を受け、翌26年度に受入れの手続をとったもので、当時、本文書の輸送には、鉄道貨車一輛分を要したといわれるほどの大部なものであり、当初総点数は約3万点を超すと推測されていた。

真田家文書の文書管理とその伝来については、『同目録（その1）』が刊行されて以降、『同目録（その8）』が刊行される過程で徐々に明らかになったことは否定できないであろう。一方で、笠谷和比古、長野市真田宝物館での同家文書の管理や伝来についての研究や渡辺尚志らを中心とする松代藩地域の研究、さらに国文学研究資料館での藩政アーカイブズの研究が進展する過程で、より実態が明らかとなっている（巻末参考文献参照）。そこで、現段階での成果を踏まえて文書管理について概観してみよう。

真田家文書は、現在当館と長野市真田宝物館（長野市松代町）とに分散保管されている。真田宝物館

分は、総数約1万3千点余で、保存蔵では大小の箱や筆筒・長持などに収納されていたという特徴がある。当館（譲渡当時は文部省史料館）所蔵史料は、昭和26（1951）年に真田家から譲渡を受け、現在も継続して史料目録を作成・刊行中であるが、恐らく6万点近い文書群になろう。また当館には、真田家より寄託された文書2,100点もあり、これは藩主御手許文書と明治以降の家扶局関係書類が中心ではあるが、藩庁文書（家老、御目付、水道役の日記や繰出類や松代庁時代の布令、布告留など）も混在している。

そもそも松代藩文書は、A大名真田家としての戦国時代からの伝来の文書群（「吉文書」）とB松代藩の各役局が作成し、管理・保存してきた文書群に分けられ、前者Aの多くが真田宝物館に所蔵されている。真田家は明治期に日記類を中心とした調査と整理をし、さらに大正7（1918）年から翌8年にかけて史資料の整理を行った。その際Aに関しては天保4（1833）年に作成された「吉光御長持入記」（「古文書」）という目録が用いられ、Bについては「旧藩御日記其外書類入記」が新しく作成され、その後の文書群の管理・保存に用いられ、以後大正14（1925）年まで整理は続けられている。大正期の整理記録に、松代の真田家別邸の二番倉一階全部に「民政上累年の書留帳簿類」が保存されており、また土蔵の中の筆筒類に保存されていた「多数の書類や伝来の図書」があった。前者が当館に譲渡されたB、後者が真田宝物館収蔵のAであるといわれる（巻末原田和彦論文参照）。則ち、「藩侯の文書（藩主御手許・家伝の文書）」がA、「藩庁文書」がBである。

当館収蔵にかかる大量の「藩庁文書」群の整理を本格的に始めたのは、昭和50（1975）年頃からで、まず簿冊型史料1万1千点の整理と目録化を最優先し、一紙型の書付類や地図などは除外された。このような目録化は、当時の整理方針とも相異し、利用にも不便な点のあることは認めながら、多量な史料を少しでも早く目録化して一般の利用に供するための例外的な措置であった。そして昭和53（1978）年に『史料館所蔵史料目録 第28集（信濃国松代真田家文書目録（その1））』が刊行された。この目録の解題で真田家文書の特色が端的に、以下のように指摘された。

「大名文書を、その内容から、いわゆる家史料と、藩の行政を中心とした藩庁史料とに分けるとすれば、本文書の特色は藩庁史料の比重が大きいことである。さらに藩庁の史料といっても、例えば法制などを主とする編纂され整理された史料の場合もあるが、本文書には、むしろそのような編纂物などは殆んど見当たらず、各役局で日常の執務の必要から作成された、いわゆる生の史料が圧倒的に多い。この傾向は、本文書の全般についていえることであるが、次章で詳述するように特に財政関係の史料に強く指摘することができ、本文書の特色の一つになっている。このことと深く関連することであるが、藩主や側近家臣または家老らが関与する藩の重要施策のみに片寄らず、藩の職制や業務の上では末端に近いと思われる人々や仕事に関する事柄を示す史料が少なくない。これらの史料は、極めて具体性をもち、実際にはどの藩でも作成されたに違いない実用書類であるが、藩政の実態を窺うには欠くことのできないものであり、その意味において本文書の特色の第二に挙げうるであろう。こうした史料の残存は、前述のように元和以来転封がなかったために、移動による史料の廃棄・紛失を免かれたことが幸いしたと

考えられる。もちろん、長年月の間に水災火難による亡失は数次に及び、本文書の全体構成としては化政期以後の史料が圧倒的である。これを年代的な特色とするには、やや平凡のきらいもあるが、本文書の質と量とを考えれば、やはり顕著な傾向といわねばならない

現存する大名家文書の大半は「藩侯の文書」で、「藩庁の文書」が部分的に付随している例が多いなかで、まさに「なま」の「藩庁文書」が実質であることに特色がある。

廃藩置県によって、藩侯の文書・記録と松代藩庁・江戸藩邸の文書記録のうち松代県・長野県に引き継がれなかったものが元知県事真田家のもとにおかれ、時を移さず新御殿（通称、真田家別邸）内の蔵に収蔵されたものと推測される。その後前述した明治・大正期の整理を経ながら、分断・廃棄・消滅の危機があったにも拘わらず、くぐり抜けてきたもので、その背景には真田家をはじめとする関係者の特段の配慮を見逃すことができない。

3. 収録文書群の整理方針と目録編成

本目録に収録した「ち～ぬ」の文書群は、文部省史料館に搬入された時点で既に黒い衣装箱に入れられていたものがあるが、それは一部藩政期にまとめられたものもあるが、ほとんどは史料館で初期整理の過程で入れ直したものである。そして箱ごとの仕分けの意味はなく、雑多なものが混在しているのが現状である。さらに、既刊『目録』（その2）～（その6）は書付型史料が収録されているが、その目録化の過程で除かれた史料でもあり、個々の史料の作成や保存・管理した役局、それと内容を把握することが容易でないものが多いといえる。則ち、内容上必ずしも明確なまとまりがあるわけではなく、藩庁での作成役局あるいは保管役局を直接特定できる文書も多くはない。アーカイブズ学の原則に従えば、目録編成は本来、各文書の最終保管役局を確定した上で、組織構造に対応した文書群体系を示す編成にする必要があるが、本文書群では保管役局を確認できる文書はほとんどない。とはいえ、もともと関連文書を袋で一括保存していたり、綴込んでいたり、紙縫で束ねていたり、いわゆる保存の原形もある程度残っている。そこで、作成や宛先の人名をたよりに『真田家中明細書』（史料館叢書8 東京大学出版会、1986年）で役職を特定することはある程度可能であった。もっとも松代藩の場合、諸役を兼任する場合が少なくないこともあり、各文書を最終的に保管したと推定される役局を一つに絞ることはなかなか困難であったが、複数の宛名がわかる場合は相当高い確度で推定でき、少なくとも職務の傾向を把握することができた。

それによって、本目録に収録した文書で差出人（作成役局）・宛名（受理役局）が判明（あるいは推定）でき、あるいは類推される文書伝達経路や取扱われている事案の内容などを基準に目録編成を行った。その結果、「真田家」「勤役」「藩政」「財政」「家中」を第一編成基準とし、財政は可能な限りその担当役局を基準に編成、それ以外は内容による事項別編成とした。その理由は、『目録（その1）』での目録編成が、それ以降の目録にも踏襲されていることである。『目録（その1）』の大項目は、「領知」「真田家」「勤役」「役儀」「日記」「藩政」「財政」「預所」「家中」「その他」の10項目で、このうち「日

記」と「財政」は作成役局と担当役局別に編成されていて、続刊の目録も概ねこの編成に準拠していることとの整合性を図った。本目録での事項別編成も、既刊目録の編成を踏襲した。本解題末尾に、「箱別目録編成一覧表」を掲げたので参照されたい。

担当役局別に編成された財政の配列は、最初に財政の総元締の役割を持つ「御勝手元」を置き、「郡方代官」から「買物役」に至るまでは、表向財政の関係する史料が貢粗の徴収から支払に及ぶところの実際の米・金銭の流通路に沿って配列されるよう考慮されている。次に「御側御納戸」から『奥向月割金』までは御側と奥に関わる史料である。但し、担当役局ではなく、事項別に編成した「拝借金」「拝借・貸付」「献上」「切米・扶持・手充」は、対象も多様で複雑に入り組んでいるための措置である。「政事所」から「東京正金局」は明治2年以降の藩庁の役局である。

4. 各文書群の概要

以下、各文書群（箱別）の概要を記すが、紙幅の関係で少量の史料まとめて記述したり、割愛したので、目録本文を参照されたい。

ち文書群

年代：文化2（1805）年～明治42（1909）年

数量：2,216点

内容：最も点数が多い文書群で、「真田家」に関わるのは少なく奥向と家扶局関係（97点）、「勤役」関係は12点、「藩政」関係が1,568点で、その内、賞罰/維新御賞関係が1,379点、「財政」関係は519点、「家中」関係は31点である。

1・2 真田家/奥向・家扶局 97点

奥向は賄金関係、家扶局は真田家東京本邸に置かれたもので、金銭受取や家扶局からの借用証書類、願行寺助力金、蓮華院再建、真田家歴代の菩提寺である曹洞宗長国寺の中借切手や金銭借用関係書類である。

3・4 勤役/幕令・勤方 12点

勤役/幕令は、安政の大獄に関わる処分申渡の写、

7. 藩政/賞罰/御賞 53点

文政12（1829）年の江戸大火（己丑の大火）で、上屋敷類焼に伴い、村方からの献上に対しての御賞筋に関する諸書類。なお、相野嶋村御無尽金并献上御賞関係書類（文政10年）、御褒美済之分奇特筋取計候者共書面関係書類（天保7・8年）、南牧村等穀物融通取計褒詞済分関係書類（天保7・8年）

の50点余は、維新御賞関係の紙綴一括に含まれていたため移動しなかったのに、藩政／賞罰／維新御賞の末尾も参照されたい。

8. 藩政／賞罰／維新御賞 1,379点

戊辰役従軍者に対する御賞関係書類で、本（「ち」）文書群全体の6割強のを占める。松代藩は東征信濃10藩の触頭を朝廷から命ぜられ、飯山・会津・甲府に出兵する。とりわけ最大の戦闘は飯山戦争で、この戦いが信濃諸藩に北越地方への出兵を促す契機となった。この戊辰戦争で最も犠牲を出したのは松代藩で、藩軍の中には、獵師鉄砲など持参して参加した農兵が約400人、それに陣羽織を着て陣笠・だん袋・小袴・長刀のいでたちの神主が約50人、白鉢巻・白襷・竹槍・六尺棒の穢多が約400人が軍夫として参画した。松代藩が参戦した戦闘は多く、全期間を通じての出兵総数は3,271人にも及び、その内死者52人（士族15人、卒族27人、軍夫10人）、傷者83人を数えた。年代は明治13（1880）年が下限で、士族・卒族・軍夫等に対する御賞願や伺、指図などの書類である。御賞筋を担当したのは、明治2（1869）年12月の藩職制で設けられた監察局で、その実務は計監・監察が担っている。明治3年御側組御徒日付今井友之進の御賞関係書類を例に見ると（写真1）、その一連の評議経緯を知ることができる。それは端裏書に「壺」「壺二添」「二」「三」「四」と整理番号が付与されており、「壺」は今井友之進当人からの従軍経緯と同役7人の御賞筋事例の申立（正月）、「壺二添」は同人宛の飯山での尽力に対して御酒下賜書付写（正月11日付）、則ち先例の添付、「二」は監察局の監察が同人に対して口上だけでは委細不分明なので認取差出すよう指示し（それが「壺」「壺二添」）、そして同役の者は御内用の指示もないのに御賞をもらっている、同人は御酒だけなのは不公平では、とのことで御賢慮を申立たもの（正月27日付）、「三」は「二」を受けた監察上役の計監が、同人の従軍経緯を詳細に検討した結果、不審な点を指摘し、且つ申立てた監察にも鵜呑みにした責任を指摘したもの（8月12日付）、「四」は「三」を受けた監察が、指摘された点を詳細に検討を加えて再度評議を申立てたもの（8月14日付）、無番は藩庁での中枢を担う政治所「議事」から、評議結果として却下の指示が下されたものである（8月16日付）。この一連の文書にはもう1点あり、それには「七両貳分 今井友之進 探索別段之廉二而被下一同評議仕候」とだけで、日付もない。恐らく後日、再々評議で下賜されたと考えられ、「壺」で同役7人の御賞事例では金3両程度であることから破格の扱いであつたが、詳細は不明である。「二」の監察申立は正月末、「三」の回答は8月半ばで、この間半年以上経過していることは、御賞筋の申立が頻繁で、監察局の多忙な状況は、ここに編成した関係書類の伝来状況からも首肯できよう。また監察局の所管でありながらも、政治所で最終決済が行われていたことが確認できる。

次いで、鉛筆書の文書を紹介する。明治4（1871）年、治水方庶務助諏訪部勇司と民事方物書永小頭・治水方元々助松本総左衛門2名について、兵政局武庫司事柘植彦六が御賞申立の文書（写真2）は、本文や付札も含めて全て鉛筆で認めている。わが国での鉛筆の使用例は、徳川家康や伊達政宗の遺品が知られているが、鉛筆製造法をドイツやオーストリアで学んだ伝習生が明治6（1873）年に帰国して

から製造がはじまったとされている。本文書作成で使用した鉛筆は如何なる経緯で入手したかは不明であるが、本文書群に柘植筆の文書が8点あり、全て鉛筆を使用しているのも、常用していたことは疑いが無い。実用の早い例として紹介してみた。

11. 藩政/普請 5点

東寺尾取締面番所修復関係、牢屋御修復手切二付休足所設置願、板戸・家根板等普請用材見積など。

12. 藩政/寺社 81点

寺社では、真田家歴代の菩提寺である長国寺の勸化、明治8（1875）年長国寺上知払下一件関係書類のほか、白鳥神社を郷社、他3社を附属社に定める書類で、白鳥神社は小県郡東部町本海野字北屋敷にある神社で旧郷社であったが、真田家の尊敬を受けて松代移封時点で松代に分社を勧請した。他に三拾三間堂建直金受取証文、四宮大権現御供料、山王神事幕張関係書類などである。

13. 藩政/村町方 14点

里方千田村をはじめとする川北通村々の御飯米納一件歎願取調、同じく里方妻科村酉年糶不納調書、山里（山中・里方）支配村々高持人別帳などである。

14. 藩政/戊辰役 4点

戊辰役で松代藩は甲府城守衛を命ぜられ、家老大熊衛士を隊長として計796人が出兵するが、その際の入料金や逗留中の賄代金請求に関するものである。

15. 藩政/松代庁 8点

松代藩庁での勤方に関わって、隔勤から日勤に変更者への官給支払方、新年の勤方伺のほか、東庁御門屋根修復関係と長野県へ引継いだ諸帳目録扣などで、引継がれたのは、「辛未租税惣括帳」を筆頭に「同明細帳」「同村帳」など全26件である。

16. 財政/諸役方/御勝手元 11点

公用方附会金関係、上納金差引勘定、繰廻金差引勘定、村上藩士兩人預のため入料金500両支払願など。

17. 財政/諸役方/郡方代官 13点

諸代官扱分月割上納金勘定書、代官支配地月割金差引勘定関係、用立金子借用等書類綴は全て代官手代宛である。

18. 財政/諸役方/勘定役 43点

借入金（含京都から）、須坂町御出入牧新七・茂助借入金、才覚金御下、借入金返済勘定、御殿御普請入用金繰合関係書類など。

20. 財政/諸役方/初方掛 12点

文政以降年別初納高書上、上納初高算用、本新田御収納高并御役料等書上雛形など。

21. 財政/諸役方/元方御金奉行 17点

上納金・心当り金勘定、通用金・軍用金・献上金勘定関係書類。

23. 財政/諸役方/内借掛 7点

千田村勝右衛門内借、借入金内訳や御内借金勘定書類。

25. 財政/諸役方/払方御金奉行 32点

松代宿々駄賃勘定、貞松院様御先御荷物賃銭等金銭受取証文など。

27. 財政/諸役方/御勘定吟味 28点

国元より御用金送付、借入金勘定、内借并御有金勘定書類。

28. 財政/諸役方/武具方 35点

御囲鉛買上、合葉や兵器品目代金勘定、御武具方大小銃御払、諸隊経費勘定、銃器并鉄購入、軍資金授受関係書類など。

29. 財政/諸役方/御側御納戸 13点

御奥向臨時入用金出取計伺、井上雲桂内献金、奥向諸勘定関係書類。

32. 財政/拝借金 11点

民部省から現米4千石引当にて3万両拝借願、御時借金・御中借金勘定書類。

33. 財政/拝借・貸付 17点

拝借金証文并譲渡一札留、中村孝大夫拝借金書上、柘植嘉兵衛借入金関係書類。

36. 財政/諸役方/政事所 3点

東京へ5,000両支出関係書類。

37. 財政/諸役方/計政局 167点

計政局は、明治2年9月の藩政改革に伴って設置された財政の中核機構である。旧松代藩財政勘定、松代より送金勘定、林権大丞殿外六人出張御入料勘定、諸品代金受取証文、丸山平八才覚上納金東京御役所支払、午札騒動に発展する藩札・商社札発行のほか、戊辰役の諸役人在陣手当、東山道総督府入料取調関係書類などである。

39. 財政/諸役方/司金 19点

全国通用銭札引換のため正銭御入料等中借、司金有辻・御余計上納代金書上など。

41. 財政/諸役方/郡政方 10点

御吸物等入料書上、諸役人出張関係書類など。

48. 家中/分限・明細 20点

滞府御尋にたいする御収納郡方回答、妻めい引取、間瀬竹八借用願一件関係書類など。

つ文書群

年代：慶応4（1868）年～明治12（1879）年

数量：94点

内容：「真田家」5点、「勤役」1点、「藩政」73点、「財政」10点、「家中」4点。

2. 真田家/奥向 4点

軽尻馬による奥女中在所派遣伺のほか、御側御納戸役高山内蔵進他二名が貞松院様御守役宛書状并勘返状（貞松院様御機嫌伺）1点（他2点は袋のみ）がある（写真3参照）。これは受け取った御守役が本文端裏に「南二月十七日夕刻相届」（本文日付は二月十二日）「書入貴報（朱書）」と記し、元端裏記載の「御守役様 御当用」（墨書）の「様」を朱で消し、本紙袖に「○同十七日相達拝見仕候」（朱書）と記し、本文に返事相当箇所に内容を朱書で書入れ、日付、差出人連署、宛名連署部分を逆転させる意味の「様」を付与、消しを朱で書入れて返書としたものである。但し返書用の袋上書は常用に認めていて、真田家文書で散見する袋や封筒を利用した勘返状ではなく、書状送受方法の具体例として紹介しておく。

5. 藩政/賞罰/維新御賞 35点

戊辰戦争功労者について、藩士、手附・手代、組之者、才領組、器械夫人・人夫・兵糧方、兵隊附属、奇兵、軍夫をはじめ、諸職人、町年寄・名主ごとの御賞筋等級調（表）である。領内各村から従軍した軍夫の場合、永世高4石を筆頭に、金壺分まで13ランクに区分、186名が登載されている。そして貼紙

(朱書)には「軍夫傷之者終身老人扶持宛、但下真島村栄太郎義ハ廃人と相成候二付老人扶持五両宛、軍夫死者之者三十両宛、病死之者三両宛」と特別措置をとっている(写真4参照)。

8. 藩政/村町方 2点

村方からの王政一新の高札書替証文と塩崎村・矢代村との川普請争論内済願。

9. 藩政/宿方 13点

道中人馬や供揃関係書類。

10. 藩政/戊辰役 4点

大小御目付衆触達、留守居廻状や演舌など。

12. 藩政/松代庁 1点

兵部省からの岩崎懋に対する至急上京達書。

13. 藩政/その他 5点

卷子仕立の本朝并諸国由来書、御書損・御清書(習字)一括のほか、飯山藩に関わる本多豊後守鑑札引替、本多豊後守地方御役人名面などである。

て文書群

年代：享和2(1802)年～明治9(1876)年

数量：347点

内容：「真田家」8点、「勤役」21点、「藩政」149点、「財政」150点、「家中」19点

1・2・3. 4 真田家/吉凶・交際・奥向・家扶局 7点

吉凶は御前様鉄漿召上式、交際は諏訪伊勢守忠禮からの在着報知状、奥向は金子受取や夜食弁当時の茶頂戴願、家扶局は真田幸民の賞典米や家禄受取書など。

5. 勤役/御手伝/普請 20点

全て大川通御船藏前並本所筋川の浚御普請御入用関係書類である。

6. 藩政/賞罰/維新御賞 132点

本文書群全体の三割強を占める。明治3年の午札(松代)騒動以来臨時用向多端出精者等188名褒状留、賞典分与一件書類(明治8～12年)、小荷駄賞典筋取調評議関係、会計掛監督申立の御賞下賜願関

係書類、大蔵省布達綴などである。

11. 財政/諸役方/勘定役 41点

手当年賦受取関係書類（天保11年～安政5年）、片相・宮本・春山よりの手当年賦受取綴（安政2～文久2年）など。

12. 財政/諸役方/御蔵奉行 13点

片岡弘人宛諸金銭受取関係書類。

14. 財政/諸役方/払方御金奉行 40点

在所へ送致人付添下目付手当金并中借金受取書綴（嘉永元～慶応2年）。

16. 財政/諸役方/吟味役扱 26点

家中・女中への手当金并諸入料請取書類（慶応2・3年）。

17. 財政/計政方（局） 20点

計政方諸向申上書類。

19・20・21・22. 家中/分限・明細、勤方、一件、給禄・手充 14点

分限・明細では跡目、跡式、学校出役への指図書、勤方では表御用人御勤日記写送付依頼、一件では、嘉永7年吉田松陰密航失敗に連座して松代に幽閉されることになる佐久間象山一件評議関係書類、御勘定所物書徳間伝蔵造園一件関係書類、給禄・手充では小野柔四郎官札引替関係書類などである。

と文書群

年代：文化2（1805）年～明治5（1872）年

数量：535点

内容：「真田家」10点、「藩政」27、「財政」353、「家中」145点

1・2・3 真田家/参勤・上京、奥向、江戸屋敷 7点

参勤・上京では若殿様・大殿様立帰御供之者書付関係書類、奥向は御側御納戸孫兵衛宛書状、江戸屋敷では谷中三崎下屋敷長屋出来まで月々1人扶持支給にて預り、上屋敷辻番所類焼普請許可伺并勝手次第之旨目付初鹿野伝右衛門付札である。

5. 藩政/村町方 26点

久保三郎宗家新町久保肅藏跡式一件、町年寄増田徳右衛門と養父孫兵衛不和一件、町年寄増田徳左衛門吟味関係書類（安政2年）などである。

6. 財政/諸役方/御勝手元 56点

大半が切米糶受取証文（文久2年）。

8. 財政/諸役方/勘定役 19点

安政5年一村限郡役買役代金関係書類綴。

10. 財政/諸役方/元方御金奉行 57点

江戸表御用金関係書類（安政7～慶応3年）が主で、西村源兵衛表御用金受取証文綴（安政6年）など。

11. 財政/諸役方/払方御金奉行 67点

全て横浜辺警護太田陣屋臨時出役手当金受取証文綴（文久3年）

12. 財政/諸役方/御側御納戸 6点

殿様（幸貫）隠居祝儀関係書類（嘉永5年）。

14. 財政/諸役方/御勘定吟味 12点

太田御陣屋引払内借金証文綴（元治元年）。

15. 財政/諸役方/給禄掛 66点

いずれも明治4年の給禄前借、扶持米前借関係書類。

17. 家中/分限・明細 24点

竹花勘兵衛難渋救援関係、諸一件処罰関係、佐久間格次郎一件関係書類など。

18. 家中/分限・明細/拝領屋敷 115点

拝領屋敷地指図書（享和2年～文政11年）、拝領屋敷水道役宛家老指図書関係書類綴（天保4～13年）など。

19. 家中/勤方 5点

藩士勤向履歴書類。

な文書群

年代：寛政元（1789）年～明治2（1869）年

数量：425点

内容：「真田家」174点、「勤役」64点、「藩政」102点、「財政」73点、「家中」12点

1. 真田家/規式 48点

明治2年諸礼并献上員数簡易化評議関係、帰藩社寺参詣行列騎馬人数等取決関係、席順関係（文政6年）書類である。

3. 真田家/吉凶 20点

湯田中村御湯治本陣見分関係、順操院（幸教実母）母方叔父藤田久平死去関係、養子縁組関係（文政9年）、服忌問合関係書類など。

4. 真田家/奥向 96点

奥向諸用状関係、御側役関係、守役側役書状類、御奥支配当番申送日記類、貞松院下賜品関係書類のほか、奥向用人宛用状（明治元年）。

5. 真田家/江戸屋敷 5点

外桜田新橋真田邸内絵図面。

6. 勤役/幕令 57点

慶應3年ほか御同席触廻状写、大目付廻状写、御尋物人相（文化12年～文政5年）、幕末廻状類写など。

9. 藩政/貢租/高帳 12点

国高書上帳作成書式問合せ関係書類。

11. 藩政/諸向/表御用人 71点

表御用人同士の諸向についての書状・用状類である。

12. 藩政/戊辰役 10点

主に東山道総督府執事よりの廻状など。

13. 財政/諸役方/買物役 73点

道中諸入用送付関係書類で、御帰藩に際しての道中御入料品受取証類、荷物送付関係、御買物所よりの品物受取・借用関係、貞松院・大御前様御在所入国道中御入料品拝借証文類などである。

14. 家中/勤方 12点

御手伝上納金に際し蔵同心増員願関係書類綴。

に文書群

年代：天保12（1841）年～明治9（1876）年

数量：447点

内容：「藩政」12点、ほとんどが「財政」435点

1. 藩政/賞罰/維新御賞（村方） 12点

村方からの金献上に対する御賞関係書類綴（明治4年～同8年）。

2. 財政/諸役方/郡方代官 378点

本文書群の8割強を占める、天保12年幸貫老中就任に伴う町村からの祝儀金献上書類や郡方・代官用状関係書類である。

3. 財政/諸役方/司金 57点

司金方への上納金関係書類（明治4年）。

ぬ文書群

年代：文久元（1861）年～明治5（1872）年

数量：961点

内容：全て「財政」関係

1. 財政/諸役方/払方御金奉行 393点

元治元年、幸教の京都御所警衛に伴う御上京・上坂諸向御飛脚才料組など金銭受取証文関係書類綴で、才領組金銭受取証文綴や上京道中諸入料品等代金受取関係書類が主で、他に文久元年和宮下向道固入料

関係書類もある。

2. 財政/諸役方/吟味役扱 122点

諸入用品代金受取証文綴（文久3年～慶応2年）、吟味役斎田虎尾・元方御金奉行片岡弘人等宛金銭受取証文類綴（慶応2・3年）などである。

3. 財政/諸役方/計政局 446点

計政局払切証文綴（明治3・4年）、宿泊代・宿継御用状御差立賃等諸代金受取証類（明治3・4年）、諸入費受取証文綴（明治3～5年）

箱別目録編成一覧表

No.	目録編成	ち箱	つ箱	て箱	と箱	な箱	に箱	ぬ箱
1	真田家/参勤・上京				○			
2	真田家/規式		○			○		
3	真田家/吉凶			○		○		
4	真田家/交際			○		○		
5	真田家/奥向	○	○	○	○	○		
6	真田家/江戸屋敷				○	○		
7	真田家/家扶局	○		○				
8	勤役/幕令	○	○			○		
9	勤役/勤方	○						
10	勤役/誓詞					○		
11	勤役/大手門番					○		
12	勤役/御手伝/普請			○				
13	藩政/法制/御触	○			○			
14	藩政/役職/勤方	○						
15	藩政/賞罰/御賞	○	○					
16	藩政/賞罰/維新御賞	○	○	○			○	
17	藩政/土地	○	○					
18	藩政/貢租/高帳					○		
19	藩政/社倉	○						
20	藩政/普請	○	○	○		○		
21	藩政/寺社	○						
22	藩政/村町方	○	○	○	○			
23	藩政/宿方		○					
24	藩政/諸向/表御用人					○		
25	藩政/戊辰役	○	○			○		
26	藩政/松代庁	○	○					
27	藩政/絵図		○					
28	藩政/その他		○	○				
29	財政/諸役方/御勝手元	○			○			
30	財政/諸役方/郡方奉行				○			

31	財政／諸役方／郡方代官	○		○			○	
32	財政／諸役方／勘定役	○		○	○			
33	財政／諸役方／御勘定所元 ^ノ	○						
34	財政／諸役方／初方掛	○			○			
35	財政／諸役方／御蔵奉行			○				
36	財政／諸役方／元方御金奉行	○		○	○			
37	財政／諸役方／御余慶方	○						
38	財政／諸役方／内借掛	○						
39	財政／諸役方／拝借掛	○						
40	財政／諸役方／払方御金奉行	○	○	○	○			○
41	財政／諸役方／御金掛	○			○			
42	財政／諸役方／御勘定吟味	○			○			
43	財政／諸役方／吟味役扱			○				○
44	財政／諸役方／武具方	○						
45	財政／諸役方／買物役					○		
46	財政／諸役方／御側御納戸	○			○			
47	財政／諸役方／御台所	○						
48	財政／奥向月割金	○						
49	財政／拝借金	○						
50	財政／拝借・貸付	○						
51	財政／献上	○						
52	財政／切米・扶持・手充	○			○			
53	財政／諸役方／政事所	○						
54	財政／諸役方／計政局	○	○	○				○
55	財政／諸役方／用度	○						
56	財政／諸役方／司金	○	○				○	
57	財政／諸役方／会計方	○	○					
58	財政／諸役方／給禄方		○	○				
59	財政／諸役方／給禄掛				○			
60	財政／諸役方／郡政方	○						
61	財政／諸役方／民事方	○						
62	財政／諸役方／兵政局	○						
63	財政／諸役方／東京正金方		○					
64	財政／京都守衛	○						
65	財政／戊辰役	○						
66	財政／藩債処分	○	○	○				
67	財政／その他	○						
68	家中／分限・明細	○		○	○			
69	家中／分限・明細／拝領屋敷		○		○			
70	家中／勤方	○		○	○	○		
71	家中／一件			○				
72	家中／足輕	○						
73	家中／給禄・手充	○	○	○				

[参考文献]

- 『史料館所蔵史料目録 第28集 信濃国松代真田家文書 (その1)』国立史料館、1978年。
- 『史料館所蔵史料目録 第37集 信濃国松代真田家文書 (その2)』国立史料館、1983年。
- 『史料館所蔵史料目録 第40集 信濃国松代真田家文書 (その3)』国立史料館、1985年。
- 『史料館所蔵史料目録 第43集 信濃国松代真田家文書 (その4)』国立史料館、1986年。
- 『史料館所蔵史料目録 第51集 信濃国松代真田家文書 (その5)』国文学研究資料館史料館、1990年。
- 『史料館所蔵史料目録 第59集 信濃国松代真田家文書 (その6)』国文学研究資料館史料館、1993年。
- 『史料目録 第86集 信濃国松代真田家文書 (その7)』国文学研究資料館調査収集部、2008年。
- 『史料目録 第87集 信濃国松代真田家文書 (その8)』国文学研究資料館調査収集部、2008年。
- 『長野県史 通史編・第四巻・近世一』長野県、1987年。
- 『長野県史 通史編・第五巻・近世二』長野県、1988年。
- 『長野県史 通史編・第六巻・近世三』長野県、1989年。
- 『長野県史 通史編・第七巻・近代一』長野県、1988年。
- 『長野県史 近世史料編・第七巻・一』長野県、1981年。
- 『長野県史 近世史料編・第七巻・二』長野県、1981年。
- 『長野県史 近世史料編・第七巻・三』長野県、1982年。
- 『長野県史 近世史料編・第八巻・一』長野県、1975年。
- 『長野県史 近世史料編・第八巻・二』長野県、1976年。
- 『長野県史 近代史料編・第一巻・維新』長野県、1980年。
- 『長野市誌 第三巻・歴史編・近世一』長野市、2001年。
- 『長野市誌 第四巻・歴史編・近世二』長野市、2004年。
- 『長野市誌 第五巻・歴史編・近代』長野市、1997年。
- 『長野市誌 第十三巻・資料編・近世』長野市、1997年。
- 『松代町史 上巻』松代町役場、1929年。
- 原島陽一「真田家文書と松代藩家臣団の職制機構」(『史料館研究紀要』第10号、1978年)
- 井上勝生「藩財政史料の構造と分類法について」(『史料館研究紀要』第10号、1978年)
- 国立史料館編『史料館叢書 真田家家中明細書』東京大学出版会、1986年。
- 笠谷和比古「大名文書の史的特質と目録編成」(国文学研究資料館史料館編『史料の整理と管理』岩波書店、1988年)。
- 原島陽一「宝物館所蔵真田家文書の特色と意義」(『松代-真田の歴史と文化-』第4号、1991年)。
- 北村保「真田宝物館所蔵真田家文書について」(『信濃』第44巻第12号、1992年)。
- 原田和彦「長野県史『真田家文書』の基礎的考察-流入文書について」(真田宝物館『松代-真田の歴史と文化-』第10号、1997年)。

- 笠谷和比古『近世武家文書の研究』法政大学出版局、1998年。
- 原田和彦「『真田家文書』について」（『信濃』第50巻第4号、1998年）。
- 原田和彦「『真田家文書』拾遺」（『信濃』第50巻第11号、1998年）。
- 山中さゆり「近代における真田家資料の展示と整理-長岡助次郎資料から-」（『松代-真田の歴史と文化-』第11号、1998年）
- 渡辺尚志「大名家文書の中の「村方文書」（高木俊輔・渡辺浩一編著『日本近世史科学研究-史料空間論への旅立ち-』北海道大学図書刊行会、2000年、渡辺尚志編『藩地域の構造と変容-信濃国松代藩地域の研究-』岩田書院、2005年再録）。
- 福田千鶴「近世領主文書の伝来と構造」（国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学・下』柏書房、2003年）。
- 『真田宝物館収蔵品目録 長野県宝・真田家文書（1）』松代藩文化施設管理事務所、2004年。
- 『真田宝物館収蔵品目録 長野県宝・真田家文書（2）』松代藩文化施設管理事務所、2005年。
- 『真田宝物館収蔵品目録 長野県宝・真田家文書（3）』松代藩文化施設管理事務所、2006年。
- 『真田宝物館収蔵品目録 長野県宝・真田家文書（4）』松代藩文化施設管理事務所、2007年。
- 北村典子「資料紹介「『御腰物元帳』と真田家伝来の御腰物」（『松代-真田の歴史と文化-』第18号、2005年）。
- 国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究-近世における文書管理と保存-』岩田書院、2008年。
- 原田和彦「松代藩における文書の管理と伝来」（国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究』岩田書院、2008年）。
- 国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『史料叢書 第10巻 藩の文書管理』名著出版、2008年
- 山中さゆり「真田家文書目録編成試論-研究の現状と展望-」（『松代-真田の歴史と文化-』第21号、2008年）。
- 渡辺尚志・古関悠一郎編『藩地域の政策主体と藩政 信濃国松代藩地域の研究』岩田書院、2008年。

表題・作成等	年代	数量・形態	整理番号
--------	----	-------	------

ち(M)

1 真田家／奥向

嘉兵衛書状(金位値上り二付買上方伺) 嘉兵衛→(草間)一路様・(祢津)繁人様 (端裏書)[機密]、(史)一紙を紙縫綴		1通・横切継紙	ち1-8
往時貸借覚(江戸出立、奥向入料金等貸借)	(酉11年5月~亥12月27日)	1通・横切継紙	ち1-14
(端裏書)[巳七月廿九日附返書矢代村安兵衛壹万両為替之義御遣柘植様より之御用状写](出兵入料下賜金先差向1万両出金依頼并別紙用状一覽願)(柘植)嘉兵衛→(草間)一路様・(佐藤)為之進様・(岡野)弥右衛門様	7月24日	1通・横切継紙	ち1-53
貞松院様御奥向炭代御払滞箱訴一件関係書類			ち17-30-3
(端裏書)[高岡村上沢徳右衛門御箱訴之義二付申上] 馬場弥三郎→ 端裏付札指図書あり	5月	1枚・横切紙	ち17-30-3-1
(別紙之旨塾考指図書)		1枚・横切紙	ち17-30-3-2
(端裏書)[貞姫様御賄料御不足之儀付御尋申上](月10金にては不足二付) 南部様御守役→ 端裏書「十二」	7月	1枚・横切紙	ち17-36

2 真田家／家扶局

明治七戌年御家様受取分(明治七戌年御家様受取金銭支払内訳) 「真田家」青色罫紙		1綴・豎半	ち1-52
金銭受取并借用証文等書類綴		1通・豎紙	ち2-32
請取証(畑地売渡代金88円55銭) 埴科郡松代町青木直馬→佐藤則通殿 朱色罫紙	明治16年	1枚・豎紙	ち2-32-1
願(御下附金受取、中澤保孝委任願書) 小縣郡海野村郷社白鳥神社祠官石和円→御家扶御中 「證券界」罫紙	明治16年1月	1枚・豎紙	ち2-32-2
御寄附物之義二付願(拝借曲玉欠損、曲玉寄附御執成願) 招魂社世話方惣代小泉浅右衛門・代印樋口旗之助→佐藤則通殿 朱色罫紙、樋口旗之助は山越新八郎の代印	明治18年4月	1枚・豎紙	ち2-32-3
証(招魂社御手段金5円借用証文) 真田家御家扶長井知則・河魚理助→招魂社御世話方惣代竹内新七殿・上原宗一郎殿・小泉浅右衛門殿他2名 朱色罫紙	明治30年5月17日	1枚・豎紙	ち2-32-4
御請(本堂等修繕寄附金50円拝受請書) 土英寺住職池田隆光・土英寺祖徒総代矢澤三千太郎・土英寺祖徒総代増田茂七郎他2名→真田家御家扶御中 朱色罫紙	明治39年8月10日	1通・豎切紙	ち2-32-5
証(白鳥神社御祭典費二係ル殿町積金之利子秋季分金2円63銭7厘受取証文) 右殿(白鳥神社)御祭典掛小山田之安→真田家御家扶長井知則殿 「通信省」茶色罫紙	明治31年11月12日	1枚・豎紙	ち2-32-6
証(招魂社御祭典費寄附金35円受取証文) 年番谷沢頼道→伯爵真田家御家扶御中 朱色罫紙	明治40年4月23日	1枚・豎紙	ち2-32-7

2 真田家／家扶局

証(明治40年後半期寄附金30円受取証文) 長国寺副 寺他1名→新御殿御家扶中 朱色罨紙	明治40年7月23日	1枚・豎紙	ち2-32-8
証(明治40年前半期寄附金30円受取証文) 長国寺副 寺他1名→新御殿御家扶中 青罨紙	明治40年5月6日	1枚・豎紙	ち2-32-9
証(明治40年前半期寄附金40円受取証文) 長国寺副 寺他1名→新御殿御家扶中 青罨紙	明治40年6月8日		ち2-32-10
矢野唯見用状書類 紙縫一括	(明治)11年		ち6-26
(端裏書)[申上](大至急面会二付) (矢野)唯見→	(明治)11年		ち6-26-1
(端裏書)[貴報](和田盛十郎之件暫猶予願) (矢野) 唯見→	(明治)11年11月23日	1枚・横切紙	ち6-26-2
(取込中) (矢野)唯見→御家扶様	(明治)11年11月25日	1枚・横切紙	ち6-26-3
(八田宗益拝借之件御尋) (矢野)唯見→	(明治)11年25日	1枚・横切紙	ち6-26-4
(実印委任者二付) (矢野)唯見→御家扶様	(明治)11年26日	1枚・横切紙	ち6-26-5
(委任者任命済二付) (矢野)唯見→	(明治)11年25日	1枚・横切紙	ち6-26-6
扱所用状(預切手返上、金札交換依頼) 扱所→南沢 喜久人様 「第十三大区四小区」朱色罨紙	11月17日	1枚・豎紙	ち6-29
矢野唯見書状(拝借の件伺等につぎ) (矢野)唯見→南 沢(喜久人)様	(明治6年)酉11月21日	1枚・横切紙	ち6-31
願行寺助力金関係書類 紙縫一括			ち17-7
(願行寺へ諸檀中より助力依頼二付) 矢野唯見→大熊 教政様	明治14年3月10日	1通・横切紙	ち17-7-1
(願行寺助力金入手教示願) (矢野)唯見→(大熊)教政 様	(明治15年)正月10日	1通・横切紙	ち17-7-2
(願行寺助力金入手願) 矢野唯見→大熊教政様 朱色罨 紙	明治14年正月30日	1冊・豎半	ち17-7-3
領収書(御預金利息・公債利息総受高) 白鳥神社氏子 総代三輪徳太郎→真田家御家扶長井知則殿 朱色罨紙	明治42年3月19日	1枚・豎紙	ち17-8
長国寺金銭借用関係書類綴		紙縫綴	ち17-23
證(兩本山法会二付金20円錢拝借証文) 長国寺住職 鶴沢古鏡→御令扶御中 朱色罨紙	明治17年3月31日	1枚・豎紙	ち17-23-1
證(金60円拝借証文) 長国寺住職鶴沢古鏡→御家扶御 中	明治23年10月31日	1枚・横切紙	ち17-23-2
證(長国寺住職撰津国神戸市旅費拝借証文) 長国寺 総代前島好謙・同寺鑑寺大録寺住職関田同仁→御家扶長 井知則殿	明治24年7月3日	1枚・横切紙	ち17-23-3
御中借証(大師達磨両像制作費支払二付拝借証文) 長国寺鑑司代三村泰安・同寺惣代前島好謙→御家扶御中	(明治25年)8月8日	1枚・横切紙	ち17-23-4
証(金20円中借証文) 長国寺惣代前島好謙・同寺鑑寺代 理東條常幻→御家扶御中	明治25年8月6日	1枚・横切紙	ち17-23-5
記(後住招待入料二付金銭借用証文) 長国寺鑑寺東條 常幻→久保成殿・河原理助殿	明治25年8月9日	1枚・豎紙	ち17-23-6
拝借證(先住本葬式并拙僧入院式二付金銭借用証文) 長国寺住職阿川断泥→御家扶御中 青色罨紙	明治27年4月	1枚・豎紙	ち17-23-7
拝借證(金23円借用証文) 長国寺住職阿川断泥→御家 扶御中	明治27年5月23日	1枚・横切紙	ち17-23-8